

基本目標を実現するための具体的施策（詳細）

資料3-1

《基本目標1》 十分な保育施設等の数量を確保するとともに、保育環境の改善及び充実、低年齢児から学童まで“切れ目”のない教育・保育環境の整備を図ります。

施策の内容	事業名	具体的事業内容	担当課
(1) 子ども・子育て支援給付	・子どものための教育・保育給付の実施	子ども・子育て支援制度に基づく子どものための教育・保育給付により、教育・保育を行う施設の利用に係る支援を行います。	保育育成課
	・子育てのための施設等利用給付の実施	子ども・子育て支援制度に基づく子育てのための施設等利用給付により、教育・保育を行う施設の利用に係る支援を行います。	保育育成課
(2) 保育定員の確保	・認定こども園、地域型保育事業等の整備促進	認定こども園、小規模保育事業の拡充や設置を円滑に行えるよう支援します。	こども未来課
	・待機児童対策事業	待機児童の多い低年齢児の受入を促進する事業を実施するとともに、市立保育所においても受入体制の強化を図ります。	こども未来課 保育育成課
(3) 幼児教育・保育等の質の確保及び向上	・研修の実施	公民合同の児童福祉施設総合研修会を実施し、必要な知識の習得を図ります。また、民間立保育園・認定こども園協議会における研修会及び私立幼稚園教職員研修会への補助を行い、研修の実施を支援します。	こども未来課 保育育成課
	・適切な指導監査・評価等の実施	特定教育・保育施設等の質の確保及び給付費等の支給適正化をはかるため、適正に指導監査を行います。	こども未来課 指導監査室
(4) 教育・保育サービスの柔軟な提供	・認定こども園の運営支援	子どもの年齢や親の就労状況にとらわれず、幼児期の教育・保育サービスを一体的に提供する認定こども園の運営を支援します。	保育育成課
	・地域型保育事業の整備促進	小規模な地域型保育事業の整備促進を図ります。	こども未来課
(5) 民間立保育所等の大規模修繕の支援	・民間立保育所等の大規模修繕の支援	老朽化により使用に耐えなくなったり、改修が必要となった施設や設備等の改修に対し、国・県の補助制度を活用しながら財政的支援を行うことにより教育・保育環境の向上を図ります。	こども未来課
(6) 市立保育所の整備	・市立保育所整備事業	新耐震基準(S56)以前に建設された施設を計画的に改築整備します。 ・西部拠点保育所(早苗、白鳩、すみれ保育園の移転改築) ・南部拠点保育所(あこや保育園の移転改築) ・北部拠点保育所(美鈴保育園の移転改築)	こども未来課
(7) 認可化移行の支援	・認可保育所移行支援事業	認可外保育施設の認可化移行を支援します。	こども未来課
(8) 放課後児童クラブの環境整備	・放課後児童クラブの環境整備	放課後児童クラブについて、支援の単位分割及び分割による新設や移転等により、条例の基準に適合するよう、環境整備を行います。	保育育成課
(9) 放課後子供教室の運営及び放課後児童クラブとの連携	・放課後子供教室 ・放課後児童クラブ	放課後や週末等に、子どもたちが安全で安心して活動できる場を確保します。また、地域住民とのつながりを重視し、地域の豊富な経験や技能を持つ人材等から参画を得、多様なプログラムの中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを実施します。	社会教育青少年課 保育育成課
(10) 保育士の確保	・保育士確保対策事業	保育士不足を解消するため、保育士の確保及び安定雇用に資する事業等を実施します。	保育育成課
	・保育士・保育所支援センター設置検討事業	保育士等の安定雇用により保育士不足を解消するため、潜在保育士等への就職支援、保育所等に勤務する保育士等への相談支援を行う保育士・保育所支援センターの設置について検討を行います。	保育育成課
(11) 放課後児童支援員等の確保	・放課後児童健全育成事業	放課後児童支援員等の不足を解消するため、支援策等を実施していきます。	保育育成課
(12) 教育・保育サービス間の連携体制の確保	・保育・教育サービスネットワーク会議の開催	幼稚園、保育所、地域型保育事業間の定期的な連絡会議を開催します。	こども未来課 保育育成課
	・利用者支援事業	市役所に子育て支援コーディネーターを配置し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行います。また、相談者の属性や世代に関わらず、相談の受け止めや関係機関との協働による世帯全体へのチーム支援など必要な支援を行います。	こども未来課 保育育成課
(13) 施設及び事業間の連携の強化	・幼・保・小連携の拡充	幼・保・小連携に放課後児童クラブを加え、指導者同士の交流によって、子ども一人ひとりに応じた指導を推進していきます。	こども未来課 保育育成課 こども家庭支援課 学校教育課

修正

修正

《基本目標2》すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを保障するための施策の充実を図ります。

施策の内容	事業名	具体的事業内容	担当課	
(1) いのちの教育の実施	いのちの教育研修会	小中学生をもつ保護者等を対象に、コミュニケーション等も含めたいのちの教育に関わる講演会を実施します。	学校教育課	
(2) 産前産後における支援				
安全で安心な妊娠・出産・育児を向かえる体制の充実	・母子健康手帳の交付	妊娠・出産・育児期の母子の健康管理を図るため母子健康手帳を交付します。	母子保健課	
	・妊婦健康診査事業	妊娠期の母体の健康を確保するために、妊婦健康診査を実施します。	母子保健課	
	・ママパパ教室	妊娠・出産・育児の不安解消等のため、産前・産後の生活等子育てを習得するための講座を開催します。	母子保健課	
	・母子保健相談支援事業	山形市保健所に母子保健コーディネーターを配置し、全ての妊婦の状況を把握するとともに、支援を必要とする子育て世帯に対し、妊産婦の個々の状況に応じた包括的な相談を行います。	母子保健課	
	・産後ケア事業	産後4か月以内で、家族等から支援が得られない母子に対し、ショートステイ、ディサービス、乳房ケア、ヘルパー等派遣を行い出産直後のサポートを行います。	母子保健課	
	・多胎児養育支援事業	3人以上の多胎児を在宅で保育している家庭に対し、ホームヘルパーを派遣し、育児や家事等を支援します。	子ども未来課	
	・先輩ママの家庭訪問支援事業	子育て経験者やシニア世代など、子育て中の親が相談しやすいボランティア(先輩ママ)を募集し、身近に支援者がいない家庭や外に出にくい家庭、育児不安を抱える家庭などにボランティアが訪問し傾聴と協働のボランティア活動を行います。	子ども未来課	
	・出産・子育て応援事業	国の総合経済対策における子ども・子育て世代への支援として、妊婦や特に低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を行った妊産婦等に対し、出産・子育て応援給付金を給付します。	母子保健課	追加
(3) 児童虐待の防止等				
ア 児童家庭相談体制	・児童家庭相談事業	児童、家庭の相談に応じ、ニーズや児童の家庭環境等を的確に捉え、効果的な援助をおこなっていきます。	子ども家庭支援課	
	・(仮称)子ども家庭総合支援拠点の設置運営	(仮称)子ども家庭総合支援拠点機能を設置し、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行います。	子ども家庭支援課	削除
	・子ども家庭センターの設置運営	子育てに不安や困難を感じている世帯に対する切れ目ない支援を行うため、児童福祉分野の子ども家庭総合支援拠点と母子保健分野の子育て世代包括支援センターを一本化し、包括的な相談支援を実施します。	子ども家庭支援課	追加
	・不登校児童生徒対策事業	児童・生徒の不登校にかかわる相談活動及び学校復帰に向けた適応教室を開催します。	学校教育課	
	・支援対象児童等見守り強化事業(LINEを活用した「おやこよりそいチャットやまがた」の実施)	コロナ禍で子育て世帯が気軽に相談できる機会が減少する中、NPO法人と連携しLINEを活用したデジタルソーシャルワークで子育て世帯の困りごとを解消し、さらに支援を要する場合は宅食による見守りを実施します。	子ども家庭支援課	追加
イ 虐待の早期発見・未然防止	・こんにちは赤ちゃん訪問事業 ・育児支援家庭訪問事業	すべての乳児の家庭を地域の民生委員児童委員と協力しながら訪問し、子育てに関する情報提供を行い、支援が必要な人には育児支援家庭訪問等の適切なサービスに結びつけ、乳幼児の健康支援、児童虐待等の未然防止と早期発見に努めます。	生活福祉課 母子保健課	
	・健診等未受診児の把握	乳幼児健康診査や予防接種の未受診・未接種児を迅速に把握し、未受診児の母子の健康や安全を確認します。	母子保健課	
	・山形市要保護児童対策地域協議会の運営	児童虐待を未然に防ぎ、地域全体で子どもを見守るため、関係機関で構成される連絡協議会を設置し、情報の共有化と連携した対応を進めます。	子ども家庭支援課 母子保健課 学校教育課	
	・子育てはあと相談事業	就学前の子どもを持つ母親等を対象に、臨床心理士が相談支援を実施し、育児に対する不安や悩みの軽減を図ります。	母子保健課	
ウ 児童の保護・自立等支援	・児童養護施設「山形学園」の運営	児童養護の基本理念に基づき、よりよい環境の中で養護に当たり、児童の自主性や社会適応力を高めていきます。	子ども家庭支援課	
	・子どもショートステイ事業	山形学園及びむつみハイムに加えて乳児院はやぶさを受入れ施設として確保し、ショートステイ事業(日中の預かり)とトワイライト事業(夜間預かり)により、事前登録制により、児童を預かります。	子ども家庭支援課	
	・山形学園「社会的養育推進計画」推進事業	児童養護の原理である「あたりまえの生活」を保障するため、山形県及び指定管理者とともに「社会的養育推進計画」を策定し、養護施設の小規模化及び地域分散化へ向けた調査研究を進めます。	子ども家庭支援課	
	・里親申請	里親制度は、その申請に基づき、何らかの事情により家庭で養育が困難、または受けられなくなった子どもに、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供します。	子ども家庭支援課	
(4) 子育て家庭の経済的負担の軽減				
教育・保育施設等利用者負担の軽減措置	・教育・保育施設等利用者負担の軽減措置	利用者の経済的負担を考慮した保育料を設定、または軽減し、教育・保育施設等を利用しやすいものとします。	保育育成課	
	・ひとり親世帯等の保育料を所得に応じ軽減します。	ひとり親世帯等の保育料を所得に応じ軽減します。	保育育成課	
	・認可外保育施設利用者負担軽減	同時在園世帯等の保育料の一部を補助し、負担軽減を図ります。	保育育成課	
	・第3子等保育料無料化事業	保育園等を利用する世帯の第三子以降の保育料を無料化し、負担軽減を図ります。	保育育成課	
・新制度未移行園における実費徴収に係る補足給付事業	新制度未移行園を利用する低所得者及び第3子以降児の副食費について、その一部を補助します。	保育育成課		

施策の内容	事業名	具体的事業内容	担当課	
	・児童手当の支給	児童一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、中学生までの児童を対象に、児童手当を支給します。	こども家庭支援課	
	・こども医療給付	中学生までの 子どもの医療費を助成します。 ・中学生までは、医療費全額を助成 ・ 高校生世代は、入院に係る医療費を助成	こども家庭支援課	修正
	・助産施設の利用	出産費用の負担等の経済的な理由により、出産が困難と認められる場合において、助産所に入所して出産することが出来ます。	こども家庭支援課	
	・放課後児童クラブの保育料軽減	教育扶助または就学援助受給世帯の保育料の一部を補助し、負担軽減を図ります。	保育育成課	
		同時入所世帯の保育料の一部を補助し、負担軽減を図ります(所得要件あり)。	保育育成課	
(5) 子どもの心身の健やかな発達への保障				
ア 乳幼児等健康診査、診断の実施	・乳幼児健康診査(4か月・9か月児・1歳6か月・3歳児)	乳幼児の疾病や発育に関する問題の早期発見・健康の保持増進のために実施。また、各時期における保健及び栄養指導により、健全な育成のための相談支援を行います。	母子保健課	
	・就学時健康診断	就学予定者の心身の状況を把握するために実施し、その結果に基づき入学までに保健上必要な指導・助言を行います。また、特に支援等が必要な場合は、適切な就学指導を行います。	学校教育課	
	・児童の健康診断	毎学年定期的に児童の健康診断を行い、その結果を保護者に通知するとともに、疾病の予防措置、治療の指示等適切な指導を行います。	学校教育課	
イ かかりつけ医の推進	・乳児健診・予防接種の受診勧奨	生後2か月から実施できる予防接種や、4か月児健診の受診を徹底し、早い時期からのかかりつけ医を持つことを啓発します。	健康増進課 母子保健課	
	・乳幼児の事故予防及び救急時対応の啓発	乳幼児健診等の際に、事故予防及び救急対応のためのパンフレットを配布し、救急時の対応の知識の普及と、緊急時の連絡先の周知を図ります。	母子保健課	
	・村山地域小児救急医療啓発普及事業	乳幼児の保護者、保育園・幼稚園の職員などに対し、小児急病時の対応方法、AEDを使用した心肺蘇生法の講習を行います。	保健総務課	
ウ 予防接種の実施	・予防接種	子どもが感染症に対する免疫をつけ、罹患及び重症化を予防するとともに、流行を抑えることを目的に予防接種を実施します。	健康増進課	
	・定期予防費外接種費用助成事業	保護者が県外に里帰りしている等の理由で、児童が特定の予防接種を県外で受けた場合、接種料の補助を行います。	健康増進課	
エ 健康、栄養相談の実施	・子育てはあと相談事業	就学前の子どもを持つ母親等を対象に、 臨床心理士公認心理師 が相談支援を実施し、育児に対する不安や悩みの軽減を図ります。	母子保健課	修正
	・子どもの健康・栄養相談	随時電話や窓口にて、子どもの健康や栄養について、個別的な相談に応じ、必要な保健指導、栄養指導を行います。	健康増進課	
	・こどものからだスッキリ教室	3歳児健診時肥満度15%以上の子どもとその保護者を対象に生活習慣病の予防のための栄養、運動、生活習慣について適切な知識の普及(講演会)と個別相談を行います。	母子保健課	
オ 犯罪の被害の防止対策	・「子ども見守り隊」運動の充実	各地区で展開している「子ども見守り隊」運動を、啓発・支援します。	社会教育青少年課	
カ 交通安全意識の向上	・交通安全教室	対象者にあわせて要請があった施設に、交通安全専門指導員等を派遣し、効果的な交通安全教育を行うとともに、必要に応じて模擬信号機等の交通安全教育用器材を活用し、より実践的な交通安全教育を推進します。	市民課	
	・交通指導員による交通安全指導	通学路において交通事故発生の危険性が高い箇所へ配置している交通指導員による、登校時の交通安全指導を実施します。	市民課	
	・施設周辺の交通安全対策	関係機関と連携し、保育所等の周辺における危険個所の点検・把握に努めるとともに、必要な対策の実施、及びキッズゾーン設定の検討をします。	こども未来課 保育育成課	
キ スポーツの推進	・幼児期スポーツ支援事業	幼児期におけるスポーツ機会の拡充を図るため、 体育スポーツ 協会や総合型地域スポーツクラブと連携し推進していきます。	スポーツ振興課	修正
	・学校体育指導育成推進事業	学校体育の充実を図るため、体育授業への指導・助言や研究校を指定・委嘱し、研修会を開催し資質向上を図るほか、スポーツ教室の開催や「部活動ガイドライン」を遵守し、児童生徒が適切な指導が受けられるよう小・中学校体育連盟の活動を支援していきます。	学校教育課	
	・ジュニア選手育成支援事業	競技スポーツの活性化に対する支援として、山形市体育・スポーツ総合推進部の助成制度を活用してジュニア選手の育成を図っていきます。	スポーツ振興課	
ク 「食育」の推進	・「食育」に関する啓発事業	妊娠中から乳幼児・小中学校までの継続した「食」に関する啓発を行い、楽しく食べようとする意欲、おいしいと感じる力など「食」に対する興味や関心を育て高めます。また、児童の年齢に応じた栄養バランスを確保するための食事について、施設を通じて情報提供をします。	農政課 こども未来課 健康増進課 学校給食センター	修正
	・いのち輝く食育サポート事業	児童生徒への食育の推進に対する支援として、専門家派遣事業および食育便りの発行などを行い食生活習慣の改善及び子どもの健康増進を図ります。	学校教育課 学校給食センター	
ケ 児童遊戯施設の整備	・市南部への児童遊戯施設整備事業	児童遊戯施設「べにっこひろば」は、平成26年12月のオープン以来、多くの来場者を迎えているが、市域全般にわたる子育て環境充実の観点から、市南部への整備を計画的に進めます。	こども未来課	

《基本目標3》保護者が子育てについての第一義的な責任を有するため、幼児期の家庭における親の教育力向上を図ります。

施策の内容	事業名	具体的事業内容	担当課	
(1) 妊娠期からの情報提供				
情報提供の充実	・子育て情報発信事業	ホームページ等の運営により、最新の子育て支援情報を提供します。	こども未来課 母子保健課	
		フェイスブック等のSNSの活用により、子育て中の方々へ必要な情報を配信します。	こども未来課 母子保健課	
		子育てガイドブック・マップを発行し、主に就学前児童を対象に子育て支援に関する情報や制度、手続き施策等を包括的にお知らせします。	こども未来課	
(2) 親の子育て知識の向上				
ア 子育て講座の開催	・はじめての離乳食教室	乳児の健やかな成長発達のために、正しい離乳食の進め方、作り方等について指導する講話、調理実習、個別相談を行います。学ぶための講座を開催します。	健康増進課	修正
	・幼児・学童対象のクッキング講座	幼児期・学童期から食の喜び、重要性、食習慣を体得するよう支援します。幼児・学童とその親を対象に講話、調理実習を行います。	健康増進課	修正
イ 子育てサロンへの支援	・地区要請事業	地区からの要請により、栄養指導、栄養相談、調理実習を行います。(子育てサロン離乳食講座、手作りおやつ講座、栄養講話等)	健康増進課	
	・地域子育て支援事業	地域の住民が主体となり、各地区で実施する子育ておしゃべりサロンに補助金を交付します。子育てサロンを通して、親の子育て知識の向上と親の孤立化を防止します。	こども未来課	
	・育児サークルリーダー養成講座	男女共同参画センターにおける育児サークルリーダーの研修及び情報交換を通して効果的なサークル活動への支援を行います。	男女共同参画センター	
(3) 父親の子育てへの参加促進				
父親向け子育て講座の開催	・ママパパ教室	妊娠・出産・育児の不安解消等のため、妊婦並びにその夫に、妊娠中に必要な正しい知識や生まれたばかりの赤ちゃんの世話等を学ぶための講座を開催し、男性の育児参加の啓発を行います。	母子保健課	
	・父子健康手帳の交付	初めて子どもを持つ父親を中心に、母子健康手帳配布時や、ママパパ教室等で、父親の育児参加を啓発しながら父子健康手帳を交付します。	母子保健課	
	・男性向け家事・育児・介護等への参画講座	男女共同参画センターにおいて、男性の家事・育児・介護等への参画を促す講座を実施します。	男女共同参画センター	
(4) 若年期からの子育て意識の向上				
ア 職場体験や家庭教育相談の実施	・中2・はたらく体験推進事業 ・インターンシップ	市内中・高における職場体験事業と認可保育所等が連携した保育体験を通し、成長期における子育て知識の習得を進めます。	学校教育課 こども未来課	
	・家庭教育相談	子育て支援センター等において、家庭教育相談等を実施し、家庭における親の教育力の向上を図ります。	こども未来課	
イ 若齢期の男女共同参画意識向上	・男女共同参画学習資料の活用推進事業	小学生を対象に男女共同参画意識を深めるための学習資料を作成し、その活用を図ります。	男女共同参画センター	
	・小中学生向け出前講座の実施	小学生・中学生を対象に、いのちの大切さや男女が互いの性を尊重する教育の充実を図ります。	男女共同参画センター	
(5) 地域の教育力の向上				
幼児及び学童期の体験学習の充実	社会的要請学習の推進 ・子ども支援事業 「体験子ども教室」	週末や長期休業中に一流の講師や地域の人材・大学生ボランティアなどの関係機関と連携し、文化活動やスポーツ、地域の方々との交流やボランティアを活用した学習支援など、豊かな体験や学習の機会を提供することで、子どもの自立性を培い社会性を育みます。	社会教育青少年課	
	地域づくり学習の推進 ・地域住民相互のふれあい交流の促進 「子育て支援事業」	各公民館において、地域の団体や育児サークル等と連携し、親子遊びや子育ての悩みを相談する機会を提供することで、親子のふれあいや参加者の交流を深めながら、子育ての喜びや自信がもてるプログラムを展開します。	社会教育青少年課	
	地域づくり学習の推進 ・地域住民相互のふれあい交流の促進 「子ども育成事業」	各公民館において、地域と連携し、週末及び長期休業中に、さまざまな体験や交流する学習機会を提供することで、子どもたちの心を豊かに育むとともに、人とつながる喜びを実感し、主体的に人とかがわろうとする思いを育みます。	社会教育青少年課	
	地域づくり学習の推進 ・学校・地域との連携協働 「学校・地域との連携協働事業」	各公民館において、学校や地域と連携し、子どもたちに学習や体験活動の機会を提供することにより、地域全体で子どもを育み、地域の教育力の向上を図ります。	社会教育青少年課	

《基本目標4》誰もが享受できる、教育・保育サービスの提供体制づくりを進めます。

施策の内容	事業名	具体的事業内容	担当課	
(1) 障がい児等への支援体制の充実				
ア 障がい児保育の実施	・障がい児保育	関係機関とも必要に応じた連携を図りながら、認可保育所、放課後児童クラブにおいて障がい児保育を実施していきます。	こども未来課 保育育成課 障がい福祉課	
イ 病児・病後児保育の実施	・病児・病後児保育	病気中の児童の保育(病児保育)、病気の回復期にある児童の保育(病後児保育)を医療機関等と連携を図り、実施していきます。	こども未来課 保育育成課	
ウ 外国につながる幼児・児童への支援・配慮	・外国につながる幼児・児童への支援・配慮	教育・保育施設等において、外国人幼児や両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児・児童の増加が見込まれることから、必要な支援を行います。	こども未来課 保育育成課	
エ 連携体制の確保	・連携体制の確保	各関係機関との連携を図り、児童・保護者に対して必要に応じた支援を行います。	こども未来課 保育育成課 障がい福祉課	
オ 早期発見・相談体制の充実	・幼児発達相談事業	精神発達の面から経過観察を要する子どもについて、 臨床心理士公認心理師 を入れた発達相談を行い、必要な専門機関への紹介や療育への支援を行います。	母子保健課	修正
	・保育所等発達相談(幼児巡回相談)	臨床心理士が担当保育士等に対し、発達が気になる児童への関わり方の助言及び情報提供を行い、一人ひとりの児童を大切に保育の質の向上を図ります。	こども未来課	
	・保育所等連携相談	巡回相談を通して障がいを疑われた場合等、その保護者からの相談に応じ、早期支援や、保護者支援へと繋げていきます。	障がい福祉課	
	・母子の健康に関する相談	心身の発達に不安のある子どもを支援するために、窓口や電話等で随時相談に応じる他、家庭訪問を実施します。	母子保健課	
	・障がい児相談支援事業 ・計画相談支援事業	相談支援専門員が、対象の子どもに合ったサービス利用計画を作成し、関係機関と協力しながら、支援体制を整えていきます。	障がい福祉課	
	・特別支援教育支援事業	幼児・児童・生徒の発達及び就学にかかわる相談活動を実施します。	学校教育課	
カ 障がい児通所支援の充実	・障がい児通所給付事業	児童発達支援や放課後等デイサービス事業所において、障がいのある児童の療育を支援します。また、保育園等や居宅に訪問し、専門的な療育支援を行います。	障がい福祉課	
キ 障がい児自立支援の充実	・自立支援給付事業 ・自立支援医療給付事業	障がいのある児童が、地域で安心して生活することができるよう、居宅での入浴等の介護や、外出時の同行援助などの介護サービスを、障がいの状況に合わせて 支援提供 します。また、補装具の購入や修理費用及び育成医療に係る医療費の助成等、自立に向けた支援を行います。	障がい福祉課	修正
ク 地域生活支援の充実	・自発的活動支援事業 ・移動支援事業	心身障がい児を対象に保護者やボランティア団体が行う機能訓練教室への支援や、福祉有償運送事業所を活用した障がい児の学校送迎事業への支援を行います。	障がい福祉課	
	・日常生活支援事業	日常生活をするうえで必要な訓練・指導等を行い、障がいのある児童の活動を支援します。また、保育所等の施設を巡回し、児童の保護者に対して、助言等の支援を実施します。	障がい福祉課	
ケ 医療費助成、手当の支給	・各種手当の支給事業	障がい児を養育している者及び常時介護が必要な、在宅の重度の障がい児に対し、手当を支給し、 過大な負担の軽減を図り ます。	障がい福祉課	修正
	・重度心身障がい(児)者医療給付	重度の心身障がい児に対し、医療費の助成を行っていきます。	こども家庭支援課	
	・日常生活用具給付等事業	障がい児の日常生活能力の向上を図るため、必要に応じて、日常生活用具を給付します。	障がい福祉課	
	・未熟児養育医療給付	未熟児(出生時の体重が2000g以下など)で入院養育が必要とされる子どもの、医療費の自己負担分を助成します。	母子保健課	
(2) 専門的知識が必要な保育の研修機会の提供				
ア 研修の充実	・研修事業	発達障がい児や食物アレルギーを持つ児童等、専門的な知識を要する保育に関する研修機会を積極的に提供します。	こども未来課	
イ 保育所等への指導・助言	・保育所等発達相談事業	発達の気になる児童を担当する保育士等に対し、必要な指導、助言及び情報提供を行い、保育の質の向上を目指します。	こども未来課	
(3) 多様な保育サービスの提供	・一時預かり等事業	家庭の事情や親の就労状況に応じ、認可保育所等において、必要な延長保育や夜間保育等を実施します。	保育育成課	
	・ファミリー・サポート・センター事業	育児支援を希望する乳幼児や小学生を持つ保護者と、育児支援を行いたい方との相互支援活動に関する連絡調整を行います。また、ファミリー・サポート・センターの会員に対しては、講演会や交流会を通して、より質の高い援助活動が行えるよう支援してまいります。	こども未来課	
(4) 医療的ケア児の受け入れ	・医療的ケア児保育支援事業	保育所等において、医療的ケア児及びその家族に対する支援 を行えるよう受け入れ態勢を整えます。	こども未来課	追加

《基本目標5》 子どもの現在及び将来がその生まれ育った経済的環境によって左右されることのないよう、学習、生活、就労など多方面で連携した子どもの貧困対策を進めます。

施策の内容	事業名	具体的事業内容	担当課
(1) 経済的に困難な家庭等への支援			
ア 相談体制の充実	・生活困窮者自立相談支援事業	生活保護を受給していない生活困窮者に対して、個別の問題点を分析し、ニーズを把握したうえで自立支援計画を作成し、世帯のニーズにあった総合的な支援を行います。	生活福祉課
	・子どもの居場所づくり支援事業	食事や学び等を通じて、子ども達とその家族が多様な形で交流できる「子どもの居場所づくり」を市内へ広げ、身近な地域において子ども達の健やかな成長を育むため、開設・運営に関する相談窓口の開設及び新規立ち上げや拡充・移転等の費用を支援します。	こども家庭支援課
(2) ひとり親家庭等への支援体制の充実			
ア 相談体制の充実	・ひとり親家庭等相談事業	母子・父子自立支援員等を配置し、ひとり親家庭等の自立に向けた総合的な支援を行っていきます。	こども家庭支援課
イ 医療費助成・手当の支給	・児童扶養手当	ひとり親の児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当を支給します。	こども家庭支援課
	・健やか教育手当	ひとり親または両親のいない児童の教育及び福祉の増進を図るため、健やか教育手当を支給します。	こども家庭支援課
	・親子健やか医療	18歳以下の児童及び当該児童を扶養しているひとり親で、所得税非課税者である場合、保険適用分の医療費の無料化を図っていきます。	こども家庭支援課
ウ 自立支援の促進	・母子生活支援施設への措置入所	児童の福祉に困難を抱える母子世帯等について、母子生活支援施設へ保護するとともに、自立促進に向けた生活支援を行います。	こども家庭支援課
	・母子及び父子家庭自立支援給付金事業	母子家庭及び父子家庭の自立支援のため、就労を目的とした資格取得に要する費用または職業訓練中の生活費の一部を助成します。	こども家庭支援課
	・高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	母子家庭及び父子家庭の自立支援のため、親自身または児童が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講し、これを修了した場合、受講費用の一部を支給します。	こども家庭支援課
	・第3子等保育料無料化事業(ひとり親世帯等の保育料負担軽減)	一定の要件を満たすひとり親世帯を対象に、第一子の保育料を半額、第二子以降を無料とします。	保育育成課
	・ひとり親家庭子育て生活支援事業	ひとり親家庭に対し、技能習得のための通学、就職活動等、必要性が認められる場合、生活支援員を派遣し、一時的な家事や保育のサービスを行っていきます。	こども家庭支援課
	・母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭及び父子家庭の経済的自立を支援するため、母子父子寡婦福祉資金貸付け事業の活用により当面必要な生活資金を確保し、親の生活意欲の向上と児童福祉の増進を進めます。	こども家庭支援課
	・母子家庭等就業・自立支援事業	就職を希望する母子家庭、父子家庭及び寡婦の雇用促進を図るため、山形県が実施している母子家庭等就業・自立支援センター事業に山形市も参画し共同運営します。	こども家庭支援課
・ひとり親家庭子どもの学習支援事業	ひとり親家庭の子どもに対し、無料の学習支援(集合型学習指導)を実施し、学習や生活の相談に応じるとともに生活向上に関し必要な情報提供等を行います。	こども家庭支援課	

追加

《その他の関連事業》 子どもの健やかな成長と子育てを支援するため、その他子育てに関連する事業の充実を図ります。

施策の内容	事業名	具体的事業内容	担当課
(1) 男女が子育てしやすい環境づくりの推進			
ア 子育てしやすい職場環境づくり	・子育てしやすい職場環境づくりに向けた意識啓発	商工会議所や労働団体など関係機関・団体と連携し、意識啓発につとめていきます。	雇用創出課 男女共同参画センター
	・中小企業主に対する次世代育成行動計画策定の働きかけ	労働局、中小企業団体中央会など関係機関・団体と連携し、子育てしやすい労働環境整備のため、次世代育成行動計画策定を働きかけていきます。	雇用創出課
	・イクボス推進事業	市長によるイクボス宣言と制度の周知啓発を通して、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進し、男女がともに家事・育児・介護・地域活動に関わることのできる、子育てしやすい環境の整備を進めます。	男女共同参画センター
イ 男女共同参画意識の啓発	・情報紙「ファアラ」発行事業	情報紙「ファアラ」による情報の提供	男女共同参画センター
	・男女共同参画センター相談事業	男女共同参画センターにおける相談事業(一般相談、法律相談、女性の健康相談)を実施します。	男女共同参画センター
	・男女共同参画センター講座開催時における託児の実施	男女共同参画センターにおける各講座への参加を促進するため、必要に応じ託児付講座を実施します。	男女共同参画センター
(2) 子どもを含めた世帯まるごと、地域まるごとの支援			
ア 我が事・丸ごとの地域づくり	・我が事・丸ごと地域づくり推進モデル事業(地域力強化推進モデル事業)	地区集会所等の活動拠点を活用し、地域住民による地域での支え合いのしくみづくりを進めていきます。	生活福祉課
	・我が事・丸ごと地域づくり推進モデル事業(福祉まるごと相談員事業)	分野ごとの相談支援体制では対応が困難な「制度の狭間」の課題等の解決に向けて、多分野、多機関の連携による包括的な支援体制を構築していきます。	生活福祉課